

出石の歴史活用応援事業補助金 公募要領（2025 年 4 月 1 日施行）

項 目	内 容
1 対象事業	出石地域の歴史資源を活用したまちづくりに資する新規事業 ※補助対象者が自身の利益を得ることを主たる目的とする事業は除く。
2 対象経費	出石住民による歴史的資源を活用したまちづくり活動の立ち上げに要する経費で、補助金交付決定後から事業完了までの期間にて支払いを行うもの。ただし、下記に該当する場合は対象外とする。 ① 備品購入費（耐用年数 1 年以上のもの） ② 飲食費 ③ その他、市長が補助金の交付対象として不適切と認めるもの
3 補助率及び補助金額	① 補助率は対象経費の 1/2 以内とし、300,000 円を限度とする（千円未満は切捨て）。 ② 補助対象者が 18 歳以下の者のみで構成される組織等である場合は、①の補助率に関わらず、対象経費の 10/10 とし、100,000 円を限度とする（千円未満は切捨て）。
4 対象者	対象者は、下記①及び②を満たしている団体・グループ等とする。（営利を目的とした団体、企業等の事業者を除く）。 ① 出石地域に拠点がある、または構成員の 3/4 以上が出石地域住民である。 ② 出石地域を主体に活動している。
5 提出書類	① エントリーシート ② 出石の歴史活用応援補助事業計画書 ※ 採択後には、別途、補助金等交付申請書（豊岡市補助金等交付規則様式第 1 号（第 3 条関係））の提出が必要となります。
6 応募方法	「エントリーシート」と「出石の歴史活用応援補助事業計画書」を公募期限までに応募先へ電子メールもしくは、出石庁舎窓口で提出。 ※郵送での応募は不可
7 公募期限	2025 年 6 月 13（金）午後 5 時 00 分まで
8 応募先	19「応募・問合せ先」のとおり
9 審査内容	エントリーシート提出後、面談形式によるプレゼンテーション審査会を実施します。（7 月初旬を予定しており、詳細はエントリー者へ個別に連絡いたします。） 審査員は、下記の構成員とする。 ・ <u>出石まちづくり団体代表者会議の構成員（2 名）</u> ・ <u>地域コミュニティ組織（1 名）</u> ・ <u>豊岡市に活動拠点をおく女性活動者かつ他市町からの移住者（1 名）</u> ・ <u>出石高等学校の高校生（2 名）</u>

出石の歴史活用応援事業補助金 公募要領（2025 年 4 月 1 日施行）

	・無作為抽出により選ばれた出石町民（3 名）の計 9 名で構成する。 審査員は、下記の主な観点で審査を行い、一定以上の評点を得た申請事業を、補助金を交付すべき事業として市に助言をする（市は審査員の審査結果を尊重する）。また、申請事業が多数に上る場合は、評点が高い順に予算の範囲内で市が採択する。 ① 波及性 市民に広く周知され、市民が参加や訪問できる事業であるか。 ② 継続性 複数年にわたって出石を盛り上げていく事業であるか。 ③ 斬新性 今までにない独自の視点を持った事業であるか。
10 応募・採 択の制限等	① 応募：1 公募につき 1 者あたり 1 件まで。 ② 採 択：1 年度につき 1 者あたり 1 件まで。 ③ その他：国県等の補助事業における対象外経費も、本補助金の交付対象とします。
11 事業期間	交付決定日から 2026 年 3 月 13 日（金）まで
12 実績報告 の期限	2026 年 3 月 19（木）まで
13 実績報告 に関する書類 等	① 補助事業等実績報告書 （豊岡市補助金等交付規則 様式第 4 号(第 11 条関係)） ② 事業報告書（様式は任意） ③ 事業の内容が分かる写真（A4 用紙一枚に 6 枚程度写真を貼付） ④ 事業に関する領収書 ⑤ その他、市長が必要と判断した書類
14 補助事業 内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合等、豊岡市補助金等交付規則に沿った手続きをして下さい（市の承認なく変更した場合、補助事業が無効になる場合があります）。
15 補助金の 概算払	実施報告完了後に支払い（ただし、原則として事業期間中において、経費に掛かる補助金を同総額の 7 割以内の範囲で支払い可）。
16 補助金の 返還	次に該当する場合、補助金の返還を求めます（ただし、災害・病気等やむを得ない事情による場合を除く）。 ① 市による補助事業に関する調査（補助事業完了後原則 3 年間）に協力しない場合。 ② その他、虚偽によって補助金の交付を受けるなどの事由により、市長が返還の必要性を認める場合。

出石の歴史活用応援事業補助金 公募要領（2025 年 4 月 1 日施行）

17 補助事業 の公表	豊岡市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名および交付 決定額を公表する場合があります。
18 その他留 意事項	① 実施しようとする事業が各種法令等に違反しないことを事前にご確 認ください。 ② 事業の事前着手を希望される方は、問合せ先までご連絡ください。 （事前着手をしても補助対象事業として確約はできません。）
19 応募・問 合せ先	出石振興局 地域振興課 地域振興係 Tel：0796-52-3111 E-mail：izushi-chiiki@city.toyooka.lg.jp